

Progress～進歩～ 一期一会

今月のテーマ:定期同額給与(法人の役員給与)

平成18年4月1日以後に開始する事業年度から、
役員報酬の増減を規制する法律が公布されました!
定期同額給与とは?

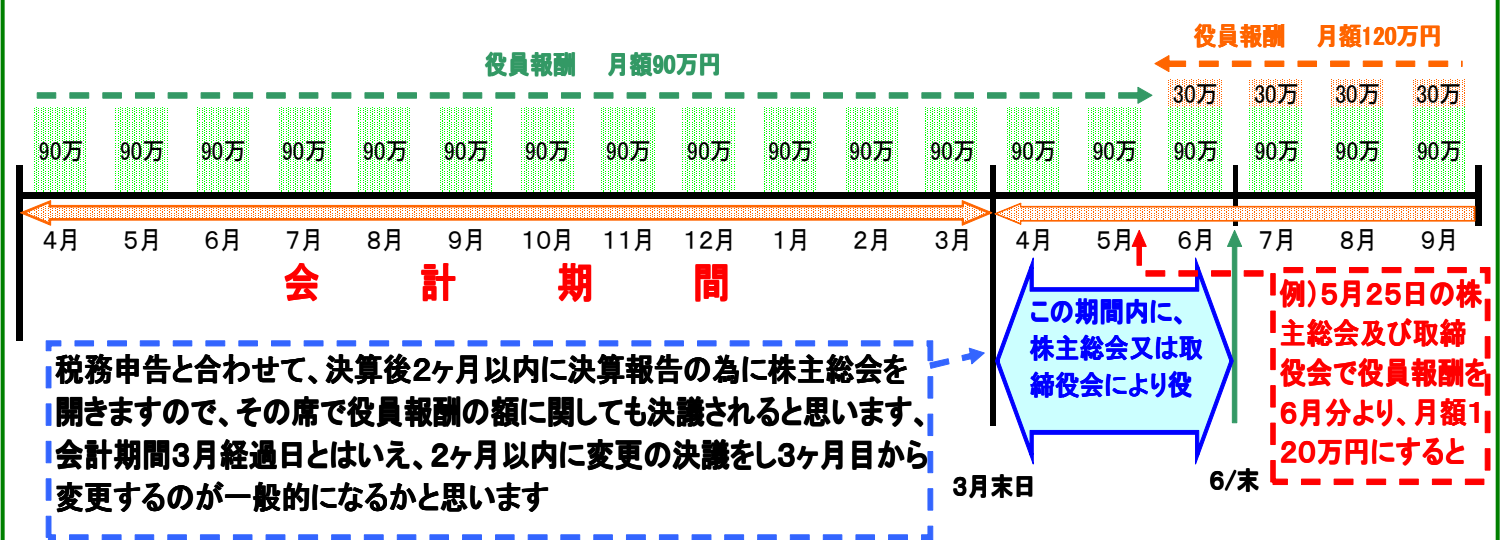
- (A) 法人がその役員に対して支給する給与に次に掲げるものをいいます。
- ① その支給時期が1月以下の一定の期間ごとであり、かつ、当該事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与(法第34①一)
 - ② その支給時期が1月以下の一定の期間ごとであるもの(以下「定期給与」といいます。)の額につき当該事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3月を経過する日(以下「会計期間3月経過日」といいます。)までにその改定がされた場合における次に掲げる定期給与(法第69①一)
 - i) その改定前の各支給時期(当該事業年度に属するものに限り、ii)において同じ。)における支給額が同額である定期給与
 - ii) その改定以後の各支給時期における支給額が同額である定期給与
 - ③ 定期給与の額につき当該法人の経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由によりその改定がされた場合(減額した場合に限り、②に該当するものを除きます。)の当該事業年度のその改定前の各支給時期における支給額及びその改定以後の各支給時期における支給額がそれぞれ同額である定期給与(法第69①二)

7月のスケジュール

| | | |
|------|---|-----------------------------------|
| 10 火 | ☆ | 算定基礎届け提出期限 |
| | ☆ | 源泉所得税・特別徴収住民税(6月分)の納付期限 |
| | ☆ | 源泉所得税の納期の特例選択事業者の1月～6月の源泉所得税の納付期限 |
| 15 日 | ★ | 所得税の予定納税額の減額申請 |
| 31 火 | ★ | 5月決算法人の確定申告・納付期限 |
| | ★ | 11月決算法人の中間申告・納付期限 |
| | ★ | 所得税の予定納税1期分の納付期限 |
| | ☆ | 固定資産税2期分の納付期限 |
| | ☆ | 6月分の社会保険料の納付期限 |

夏季賞与を支給した場合、社会保険に加入の場合は、5日以内に「被保険者賞与支払届」を所轄の社会保険事務所へ提出

<図で表すと>..... 3月決算法人の場合



この規制から、決算後3ヶ月以内に一度変更すると、それを一年間継続する必要があり、変更した場合には、役員報酬が経費として原則認められません

<知っ得情報>

平成19年度所得税の税制改正により、平成19年及び平成20年分の所得税申告を一定の要件の下、電子申告により申告することにより、5,000円の税額控除(1度だけです)が受けられる制度が創設予定です。



- 電子申告を行うには
1. 電子証明書の取得が必要です。
住基カード(倉敷市の取得手数料1,000円)が一番手軽です
倉敷市では、倉敷市役所(支所では取り扱っていないようです)に写真付きの身分証明(免許証等)をお持ちになって頂ければ、約1時間で作成できます。
まず、住基カードを作成し(500円)その中に電子証明書を入れてもらいます(500円)
 2. 住基カードを読み取るカードリーダー(一番安いもので約4,000円)
 3. 税務署に届出て利用者識別番号等の取得(申告前1ヶ月前位までに届出が必要です)

電子申告推進の為に、電子申告をする為の費用を助成する意味での税額控除ですので、準備費用相当額の5,000円となっています、すでに電子証明書を取得されている方や、カードリーダーをお持ちの方はお得です。